

息子さんは税理士に向いていません！！

父の以下の質問への老税理士の答え。「息子はよく物忘れをする。学校へ行く途中に弁当を忘れて帰宅。弁当を持って登校したら、カバンを忘れていたことがある。こんな息子でも税理士になれるだろうか？」

今、私は公認会計士・税理士。仕事面で物忘れをすることは無い。スタッフに管理して貰っているからだ。家庭面では家族に管理して貰っている。この面では、たまにミスをする。これが心配してくれた父へのお答え。



(竹内)

人材確保等促進税制の改組

先月号において、中小企業の所得拡大税制の税額控除率の上乗せ改正について解説しましたが、大企業にも適用される人材確保等促進税制についても、制度の利用促進が図られます。

(改正の概要)

給与等の支給額が増加した場合の税額控除制度のうち新規雇用者に係る措置を改組し、青色申告書を提出する法人が、令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する各事業年度において国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、一定の要件に該当するときは、最大30%の税額控除をすることができることとなります。

【改正前】

【改正後】

■「一定の要件」について

$$\frac{\text{新規雇用者給与等支給額} - \text{新規雇用者比較給与等支給額}}{\text{新規雇用者比較給与等支給額}} \geq 2\%$$

$$\frac{\text{継続雇用者給与等支給額} - \text{継続雇用者比較給与等支給額}}{\text{継続雇用者比較給与等支給額}} \geq 3\%$$

なお、資本金の額等が10億円以上、かつ、常時使用する従業員の数が1,000人以上である場合、給与等の支給額の引上げ方針、取引先との適切な関係の構築方針その他の事項をインターネット等により公表したことを経済産業大臣に届け出ている場合に限り、適用がされることとなります。

■税額控除額の計算

- ① 控除対象新規雇用者給与等支給増加額×15%(※)
- ② 法人税額×20%
- ③ ①又は②のいずれか少ない金額

※ 上乗せ措置(教育訓練費要件)

以下の要件を満たす場合は、5%加算(合計20%)

$$\frac{\text{教育訓練費の額} - \text{比較教育訓練費の額}}{\text{比較教育訓練費の額}} \geq 20\%$$

- ① 控除対象雇用者給与等支給増加額×15%(※)
- ② 法人税額×20%
- ③ ①又は②のいずれか少ない金額

※ 上乗せ措置

① 賃上げ要件

以下の要件を満たす場合は、税額控除率に10%加算

$$\frac{\text{継続雇用者給与等支給額} - \text{継続雇用者比較給与等支給額}}{\text{継続雇用者比較給与等支給額}} \geq 4\%$$

② 教育訓練費要件

以下の要件を満たす場合は、税額控除率に5%加算

$$\frac{\text{教育訓練費の額} - \text{比較教育訓練費の額}}{\text{比較教育訓練費の額}} \geq 20\%$$

この上乗せ措置の適用を受ける場合、教育訓練費の明細を記載した書類の保存(改正前:確定申告書等への添付)をしなければならないこととされます。

(大寺)



<2022年4月以降、業務での運転前後のアルコールチェックが必須に>

— 飲酒・酒気帯びでの運転は絶対しないことを意識づけましょう —



1. 安全運転管理者の選任

安全運転管理者は、乗車定員が11名以上の自動車を1台以上使用している事業所、その他の自動車を5台以上(自動二輪車は、原動機付自転車は除き1台を0.5台で計算)使用する事業所で選任することが義務付けられています。

なお、安全運転管理者を選任したときは、選任した日から15日以内に事業所を管轄する警察署に届け出る必要があります。

2. 追加されるアルコールチェック業務

- ・ 安全運転管理者の業務は、交通安全教育や運行計画の作成、運転日誌の備付け等、多岐にわたりますが、2022年4月からは、酒気帯びの有無の確認と記録の保存が追加されます。
- ・ 2022年10月1日からは、運転前後の運転者の酒気帯びの有無を、国家公安委員会が定めるアルコール検知器を用いて行い、アルコール検知器を常時有効に保持することが義務付けられます。

(竹内拓)

4月の社会保険労務

5月2日 労働者死傷病報告書の提出(休業4日未満1月～3月分)>(労働基準監督署)
健保・厚生年の保険料納付(郵便局または銀行)
預金管理状況報告(労働基準監督署)
健保印紙受払等報告書・雇保印紙保険料納付(使用)状況報告書提出(年金事務所・公共職業安定所)

支給事由を同一にする被用者年金の受給権を有する基礎年金受給権者(誕生月を迎える者)現況届
旧国民年金(老齢・通老)受給権者(誕生月を迎える者)現況届

※ 世界保健デー(7日)

4月の税務

- 4月11日
 - 1 3月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
- 4月15日
 - 2 給与支払報告に係る給与所得者異動届出
4月1日現在で給与の支払を受けなくなった者があるときは4月15日までに関係の市町村長に要届出
- 5月2日
 - 3 公共法人等の道府県民税及び市町村民税均等割の申告
 - 4 2月決算法人の確定申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税)
 - 5 2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)
 - 6 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)
 - 7 8月決算法人の中間申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税)>(半期分)
- 8 消費税の年税額が400万円超の5月、8月、11月決算法人の3月ごとの中間申告(消費税・地方消費税)
- 9 消費税の年税額が4800万円超の1月、2月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告(12月決算法人は2か月分)<消費税・地方消費税>
- 4月中において市町村の条例で定める日
 - 10 軽自動車税(種別割)の納付
賦課期日…4月1日
 - 11 固定資産税(都市計画税)の第1期分の納付
■4月1日から20日又は最初の固定資産税の納期限のいずれか遅い日以後の日までの期間
 - 12 固定資産課税台帳の縦覧期間
■市町村が固定資産の価格を登録したことを公示した日から納税通知書の交付を受けた日後3月を経過する日までの期間等
 - 13 固定資産課税台帳への登録価格の審査の申出

医療係

ワクチンの接種事業に係る委託料の消費税の取扱い

Q 新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種事業に関し、市町村と医療機関との間でワクチン接種事業の委託契約を締結し、市町村から医療機関に対し委託料が支払われますが、この場合の委託料は消費税の課税対象となりますか。

A 消費税法上、国内において事業者が対価を得て行う「資産の譲渡」や「役務の提供」等に対して消費税を課するとされています(消費税法2条1項8号、4条1項)。

ご質問の委託料については、医療機関が市町村に対して「ワクチンの接種事業」を行うという役務の提供の対価であり、消費税の課税対象となります。

(後藤)

税務 Q&A

Q: ホームページの制作費用って経費になるの?

A: 会社案内や商品のPRなど、その情報が頻繁に更新されているならば、広告宣伝費に該当し、一時の損金に算入されると思われます。

しかし、更新されずに使用期間が1年を超える場合には、繰延資産として、その使用期間に応じて均等償却することとなります。また、そのホームページに商品検索機能やショッピング機能などのプログラムが組み込まれている場合には、その部分はソフトウェアに該当し、減価償却の対象となります。

広告宣伝費に該当するもの	→	一時の損金算入
繰延資産に該当するもの	→	使用期間で均等償却
ソフトウェアに該当するもの	→	定額法により5年で償却

(岸上)

相続税の課税対象になる死亡保険金

被相続人の死亡によって取得した生命保険金や損害保険金で、その保険料の全部又は一部を被相続人が負担していたものは、相続税の課税対象となります。

この死亡保険金の受取人が相続人である場合、すべての保険契約の死亡保険金を合算して以下の金額までは、相続税がかかりません。

【生命保険の非課税枠】

500 万円×法定相続人の数※

※法定相続人とは民法で定められた相続人のことをいいます。

配偶者は常に相続人となり、子(またはその代襲相続人)、父母、兄弟姉妹(またはその代襲相続人)の順で、上位の人が相続人となります。(養子の数には制限があります。)



現預金などの資産の一部を保険料として一時払終身保険などの生命保険を契約することにより、相続税を軽減できる場合があります。相続も考慮した計画的な資産活用を考えてみませんか？

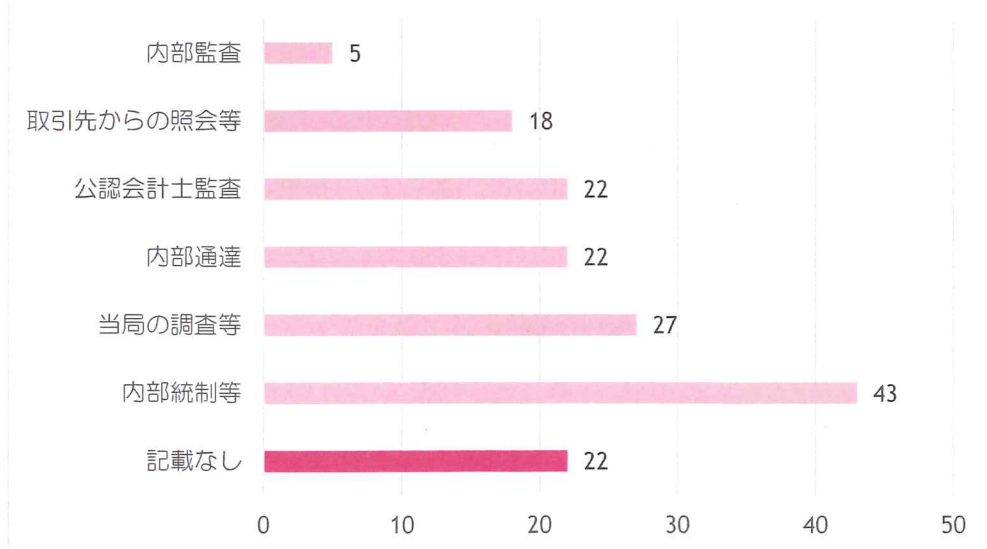
(さくらビジネス)

会計制度

会計不正の動向③

2017 年 3 月期から 2021 年 3 月期 において、会計不正の発覚の事実を公表した上場会社等 159 社の会計不正のうち、不正の発覚経路が判明するものを分類したものが、図表 会計不正の発覚経路です。

図表 会計不正の発覚経路(単位：社数)



発覚経路としては、子会社から親会社への事業報告の際に発覚するケース、決算作業プロセスにおいて発覚するケース等、会社が整備・運用している内部統制によって会計不正が発覚するケースが多いようです。

なお、表記はしていませんが、内部通報により発覚するケースについては、2017 年 3 月期から 2020 年 3 月期の期間においては 18.4% を占めていましたが、2021 年 3 月期においては 4.3% に大きく減少しています。

内部通報制度は、職制ルートによらない不正の早期発見、未然防止の有効な手段とされており、一層の利用促進が望ましいとされています。なお、調査報告書等に会計不正の発覚経路が公表されていないケースが、全体 159 社中 22 社(構成比 13.8%)を占めています。発覚経路の記載は、調査報告書の利用者が不正の未然防止や早期発見を考える上で重要な情報であるため、積極的に公表することが望まれます。

(日本公認会計士協会 経営研究調査会研究資料第 8 号「上場会社等における会計不正の動向」)

(孝志茜)

資産税係

不動産購入時の資料は大切に保管しましょう

確定申告時に、譲渡した不動産についての購入時の資料をなくして困る方を見かけます。税金のためだけでなく、購入後のトラブルを避けるためにも、マイホームなどを購入した時の下記の資料は安易に廃棄しないようお気を付けください。

1. 売買契約書、登記識別情報通知
2. 重要事項説明書、告知書、物件状況確認書
3. 領収書
4. 建築確認申請、および完成検査に関する書類(戸建住宅の場合)
5. 隣地所有者等との覚書(土地、戸建住宅の場合)
6. 測量図



役所や購入先の不動産屋などは、保管期限を過ぎると書類を破棄してしまいますので、再入手が不可能になることもあります。これらの書類はご自身でしっかり保管されることをお勧めします。

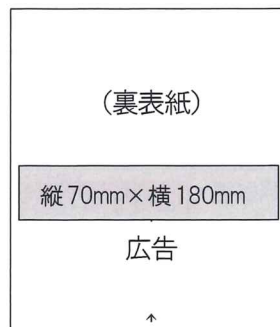
(坂田)

「さくら通信」広告募集のお知らせ

当社、情報誌「さくら通信」へ掲載する広告を募集します。
多数応募があった場合は、順次掲載していきますので、ご了承ください。
ぜひ、本誌への広告掲載をご検討いただき、貴社のPRにお役立てください。

★広告の規格等

掲載サイズ	縦70mm×横180mm程度
掲載位置	裏表紙
色	2色刷り(色は月により変化)
掲載料金	無料



電話・FAX・メールのいずれかで、監査担当者または広報担当者まで、掲載希望の旨をご連絡ください。広告掲載が決定しましたら、詳細をご連絡いたしますので、広告原稿・写真等の提出にご協力お願いいたします。

冬季オリンピック・パラリンピック

2月から3月にかけて、税理士事務所は一番忙しい時期を迎えます。4年に一度の冬季オリンピック・パラリンピックの開催となった今年も例外ではありませんでした。そのため、気が付いたらすべての日程が終わっており、ほとんどの競技を見ることができませんでした。

たまにニュースなどで映像を見ては、若いころよく下手ながらスキーに行っていたことを思い出しました。冬山の温かいロジで飲むビールはなかなかいいものです。

(孝志洋)

さくら通信をご覧になって、ご意見・感想がございましたら、
お電話・FAX・メール等でご連絡下さい。

.....
.....
.....

当文書に掲載された記事の無断での使用・転載・引用などは一切禁止しております。内容には万全を期していますが、
の内容を保証するものではありません。万一、当文書の情報に基づいて損害を被った場合についても、一切責任を負
いかねます。また特定の商品や奨励または中傷するものではありません。

さくら税理士法人
さくら社会保険労務士法人
(株)さくらビジネスサービス
労働保険事務組合 徳島県労務能率協会
〒770-0025 徳島市佐古五番町2番5号
ホームページアドレス: <http://www.skr39.co.jp/>
Eメールアドレス: kimutake@js4.so-net.ne.jp
TEL: 088-625-2556
FAX: 088-654-1181